

❖ 障害者福祉

■ 身体障害者手帳

上肢・下肢・体幹・視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能またはそしゃく機能・心臓・呼吸器・腎臓・膀胱・直腸・小腸・免疫機能などに障害があるために、日常生活が著しく制限を受け、その障害が永続すると認定された人に各種の援助を受けやすくするために手帳を交付します。手帳の色は「赤色」です。

障害の程度により、1～6級までの区分があります。申請は福祉課で受け付けますが、判定は県が行います。

■ 療育手帳

知的障害者（児）が一貫した指導や相談、福祉サービスが受けられるように手帳を交付します。

障害の程度により、A・Bの区分があります。手帳の色は「緑色」です。

申請は福祉課で受け付けますが、判定は県が行います。

■ 精神障害者保健福祉手帳

精神に障害があるため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に手帳を交付します。手帳の色は「青色」です。

障害の程度により、1～3級までの区分があります。申請は福祉課で受け付けますが、判定は県が行います。

■ 手当など

在宅の重度の障害者（児）に対して、障害の状況により手当などを支給します。

手当ごとに受給要件が定められています。

■ 障害者総合支援サービス

障害のある人が、地域で自立して生活できるようホームヘルプサービスや就労のための訓練などのサービスを提供します。

❖ 生活の福祉

■ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、介護やひとり暮らしなど高齢者のこと、障害のこと、生活資金のこと、子育てや児童のこと、母子・父子世帯のことなど、社会福祉全般にわたって相談を受けています。

相談内容については民生委員法でプライバシーが守られますので安心して相談をしてください。

また、民生委員・児童委員は、地区ごとに担当者が決まっています。自分の地区の民生委員・児童委員を知りたい人は、福祉課へ問い合わせてください。

■ 生活保護

病気やけがなどにより働けなくなったり、その他さまざまな原因で収入が途絶え、生活に困った人が、その資産や能力を活用したり、扶養義務者に援助を求めてもなお最低限度の生活を維持できない場合に、その世帯の生活を維持し、自立を助長するために、最低生活費に不足する額が支給されます。

申請は福祉課で受け付けますが、判定は県が行います。

❖ 児童手当

中学校卒業まで（15歳に達した日以後、最初の3月31日まで）の児童を養育している人を対象に児童手当を支給します。

● 支給金額

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合には、特例給付として児童年齢を問わず月額一律5,000円を支給します。

※第3子以降とは高校卒業までの養育している児童のうち、3番目以降の子をいいます。

● 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限額（万円）	扶養親族等の数	所得制限額（万円）
0人	622	3人	736
1人	660	4人	774
2人	698	5人	812

● 支給時期

毎年6・10・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

● 現況届

毎年6月に児童手当等を引き続き受給する要件を満たしているかどうか確認するため現況届の提出が必要になります。提出がない場合、手当を受けることができなくなりますのでご注意ください。

❖ こども医療費助成制度

町が健康保険診療分の入院・通院分の自己負担金を全額助成します。

● 対象

吉田町に住所があり、健康保険加入の中学3年生までのお子さんをお持ちの保護者

● 交付

申請書の認定審査後、受給者証を自宅に郵送します。

● 利用

県内の医療機関等に受診の際、「吉田町こども医療費受給者証」と「健康保険証」を一緒に窓口へ提出してください。

● 注意事項

町外へ転出したり、健康保険の資格が無くなると利用できません。

住所や氏名の変更や健康保険の変更があったときは、こども未来課窓口へ印鑑を持参してお申し出ください。

県外の医療機関等で受診したときなどは、償還払い（後日払い戻し）の手続きを行ってください。

▶ 問い合わせ先 こども未来課 ☎33-2153

❖ しずおか子育て優待カード事業とは！?

18歳未満の子どものいる「子育て家庭」と妊娠中の人には「しずおか子育て優待カード」を配布します。

買い物や飲食の際に、このカードを協賛店舗で提示すると、お店が定めた「応援サービス」が受けられます（子ども同伴が条件・妊娠中の方は母子健康手帳の提示）。

カードをお持ちでない人は、こども未来課窓口にて、即日配布します。

福祉 詳細MAP2図 A-4

「ともに生きる」  
社会福祉法人  
牧ノ原やまばと学園



牧ノ原やまばと学園の理念は「ともに生きる」です。最初の仕事は「重度知的障がい児の入所施設」でしたが、今では、高齢者福祉にも関わり、入所施設だけでなく通所サービスや訪問介護、相談事業等も行っていきます。今後も、ご利用者が自信、安心、喜びをもてる支援を目指します。

■ 牧之原市坂部2151-2  
■ TEL:0548-29-0221 ■ FAX:0548-29-0157 ■ 営業時間/24時間サービス施設あり  
■ URL: <http://yamabatogakuen.jp/>  
各施設の詳細は上記ホームページをご覧ください。

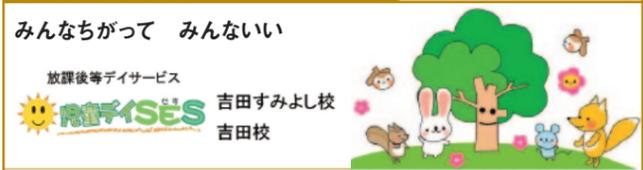
📍あり



児童福祉 放課後等デイサービス 詳細MAP4図 E-2

みんながって みんないい

放課後等デイサービス  
SES 吉田すみよし校  
吉田校



「SESを利用してよかった」とご満足いただけるように、職員は、ハートとガッツある支援、笑い笑顔で、コミュニケーションをとることの楽しさを感じることができるよう支援を行っています。

■ 営業時間/平日 13:00~18:00 土曜・祝日・学校休業日 9:30~17:30  
■ 定休日/日曜 ■ URL: <http://earth-ses.com/>

☆「児童デイSES 吉田すみよし校」 吉田町住吉487-1 TEL:0548-28-7215  
● 詳細MAP4図 E-2  
☆「児童デイSES 吉田校」 吉田町片岡1039-1 TEL:0548-28-7488  
● 詳細MAP5図 A-1  
事業主：株式会社アース

📍あり

児童福祉

## 子育て支援センター

未就園児とその保護者が集う交流の場です。  
お母さんたちでおしゃべりをしたり、子どもの成長を共有して、皆さんで子育てしていきましょう。

子育てについての相談、情報の提供も行っています。

- 開所日 月～日曜日（祝日、第3日曜日を除く）
- 時間 9:00～12:00、13:00～16:00
- 場所 月・水～日曜日：すみれ保育園内支援センター  
火曜日：わかば保育園内支援センター

### 毎月の主な行事

- おはなし会（ペープサート、パネルシアター、大型絵本など）
- ママ教室（親子体操、リトミック、講演会、歌とお話）
- やさしいエアロビ教室
- お母さんの手づくり教室
- 散歩  
詳しくは、毎月発行される「地域子育て支援センターだより」をご覧ください。

## 中央児童館

0～18歳までの児童がいつでも利用できます。  
季節の行事やお楽しみ会も行っています。  
卓球台・トランポリンもあるよ！

- 開館日 火～日曜日（祝日を除く）
- 時間 9:00～12:00、13:00～17:00

### 主な行事

チョコペタ工房、ゲームの日、おやつづくり、親子クッキング、おはなしの部屋など

### わんぱく教室

満2歳児の遊び教室。1年間同じ年のお友達とその保護者が体操や工作などの活動をします（申込制）。

### にこにこタイム

0～2歳くらいの親子対象。ふれあい遊び、絵本の読み聞かせなどで楽しみましょう（自由参加）。

## すくすく広場

未就園児とその親子対象。月1回、季節の行事や幼稚園・保育園訪問を行います（自由参加）。

## 吉田町放課後児童クラブ

就労等により家庭で保育できない児童の保育を行う放課後児童クラブを小学校ごとに設置しています。

クラブでは、宿題をしたりおやつを食べたり、異学年の友達と過ごしています。

- 対象児童 町内の小学校6年生まで
- 開設時間 平日 下校時～18:30  
学校休校日 7:30～18:30  
第2土曜日 7:30～17:30
- 入所要件 保護者の就労等（1日6時間以上、月20日以上）  
入所の問い合わせは、こども未来課窓口へ。

## 幼稚園

町内の幼稚園は私立のみとなります。  
問い合わせ等は直接各幼稚園へお願いします。

- ▶ちどり幼稚園（川尻1674-1）☎32-6140
- ▶ひばり幼稚園（住吉4900）☎32-0183

## 保育園

町内には4つの保育所があり、豊かな人間性を持った児童の育成を共通の保育の目標としています。

- 保育園名
- ▶さくら保育園（住吉1621-1）☎32-0414
- ▶さゆり保育園（片岡805-1）☎32-1650
- ▶すみれ保育園（川尻791）☎32-1117
- ▶わかば保育園（神戸2092-1）☎32-0016

- 主な行事  
遠足、子どもの日のつどい、水遊びまたはプール遊び、七夕まつり、運動会、生活発表会、七五三のつどい、クリスマス会、もちつき、豆まき、作品展など

## 教育支援

町では、小学校入学前に学びの楽しさを獲得するため、毎月年長児の教育活動を行っています。

鉛筆教室・運動遊び教室・音楽教室・食育教室

- 保育時間  
標準時間認定 7:30～18:30、保育短時間認定 8:15～16:15の内で認定された時間。  
平成27年度から、19:00までの時間外保育を実施しています。

保護者が保育の必要性の認定を受けた、町内の満5歳児までの乳幼児

- 入所条件  
保護者が保育の必要性の認定を受けた、町内の満5歳児までの乳幼児

- 入所申込  
毎年10月に翌年度の申し込みを行います。  
申し込みは、満9カ月児から申請できますが、1歳児未満の保育の受け入れについては、入園資格に加え、心身の発達や離乳状態などを確認し、個別に判断します。

年度途中の入所を希望される場合は、入所を希望する月の2カ月前までにこども未来課窓口へご相談ください。

- 園開放日  
毎月第2・4水曜日に、園の様子をご覧いただくことができます。行事の場合もありますので、事前に見学を希望する園へお問い合わせください。

## 病後児保育

けがや病気回復期のお子さんをお預かりする病後児保育を行っています。

- 利用方法  
①すみれ保育園に利用日前日までに電話連絡  
②かかりつけ医療機関を受診  
病気の回復期である旨を「利用連絡票」に記入してもらう  
※利用連絡票は有料です。

- ③病後児保育室の利用申請
- 対象児童  
町内在住の生後9カ月～就学前で下記の①と②両方に該当するお子さん  
①傷病の回復期にあり、集団保育が困難  
②保護者の勤務などの都合で家庭での保育が困難

- 対象傷病  
消化不良症、水疱、風しん、骨折など

- 利用料  
1日 1,000円（給食費は別途）
- 開設時間  
月～金曜日 8:15～17:00  
※祝日、年度初め、お盆期間、年末年始を除く
- ▶すみれ保育園 ☎32-1117

## お子さんを一時的にお預かりします

- 利用方法  
初めて利用の場合はすみれ保育園へご連絡ください。
- 申込期限  
利用希望日の前月末日まで
- 対象児童  
町内在住の生後9カ月～就学前まで  
（保護者の入院や突発的事情や就労形態、自治会、PTA活動により保育が一時的に困難となる場合）

- 利用料  
最初の4時間までは1,000円  
4時間を超える場合は1時間ごと250円を加算（給食費は別途）

- 開設時間  
月～金曜日 8:00～17:00  
※祝日、年度初め、お盆期間、年末年始を除く  
理由により、利用できる日数が異なります。
- ▶すみれ保育園 ☎32-1117

## こども発達支援事業所

一人ひとりの成長に合った支援を行います。  
子どもの発達に関する相談も受け付けています。  
▶こども発達支援事業所 ☎28-7033

虐待かもと思ったら  
児童相談所全国共通ダイヤル ☎189番へ  
いちはやく  
●相談は匿名で行うことも可能です。  
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

